

報道関係者 各位

令和8年2月24日(火)

【照会先】

岐阜労働局 雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 永田 陽一
室長補佐(指導担当) 辻 健夫

電話 058-245-1550

関市初

カイ インダストリーズ株式会社を「プラチナくるみん」に認定！ 認定通知書交付式を開催します

岐阜労働局(局長 原田 浩一)は、次世代育成支援対策推進法に基づき以下の企業を認定しました。

これにより岐阜労働局内のプラチナくるみん認定企業は合計8社となりました。

次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみん認定」の認定基準等詳細、カイ インダストリーズ株式会社の認定に関する実績については別紙をご参照ください。



カイ インダストリーズ株式会社 (関市小屋名 1110)

認定年月日：令和8年1月21日

行動計画の期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日

今般、下記のとおり、認定通知書交付式を開催します。

認定通知書交付式 ※当日の取材をお願いします。

場所▶ 岐阜労働局 共用第1会議室

(岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎5階)

日時▶ 令和8年3月2日(月) 14:30～

(当局 局長定例会見(15:00～)の前の時間帯です)

事業所名	カイ インダストリーズ株式会社		
所在地	岐阜県関市小屋名 1110		
代表者名	代表取締役社長 遠藤 浩彰		
業種	金属製品製造業	労働者数	890人

認定マーク	プラチナくるみん認定	
計画期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日	
今後の両立支援の取組 (行動計画に代えて)	<ul style="list-style-type: none"> ・男性労働者の育児休業取得率（育児目的休暇含む）の高水準を維持するとともに、取得期間の長期化を推奨し、性別を問わず育児に深く参画できる職場文化の醸成を継続します。 	
両立支援制度に関する取組及び制度	<ul style="list-style-type: none"> ・健康休暇（有給）：健康に関する事由であれば使途不問で取得可能な特別休暇。不妊治療や女性特有の健康課題にも配慮し、女性は年間6日、男性は3日の取得が可能です。 ・出産休暇（配偶者/有給）：配偶者の出産時に男性社員が3日間取得できる特別休暇を設け、育児のスタートから積極的に関わられるよう支援しています。 	
育児のための各種制度等	<ul style="list-style-type: none"> ・育児短時間勤務：法定を大きく上回り「中学校進級の始期（小学校卒業）」に達するまでの子を持つ従業員を対象としており、仕事と育児の両立を長期的にサポートします。 	
働き方の見直しに資する労働条件整備の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な働き方の推進：半日単位・2時間単位の年休制度に加え、時差出勤制度、在宅勤務制度を整備。個々の生活スタイルに合わせた自律的な働き方を推奨しています。 ・ファミリー休暇（有給）：従業員本人や家族の健康維持・増進、家族行事等に活用できる独自の特別休暇制度を導入し、ワークライフバランスの向上を図っています。 	
女性活躍のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・女性社員のさらなる活躍と職域拡大を目的とした「女性キャリア研修」を継続的に実施しています。キャリアの方向性や働き方の明確化を行うことで、成長意欲の向上を支援。本研修を「女性リーダー研修」のプレプログラムとして位置づけることで、将来的に組織を牽引するリーダーの計画的な育成に取り組んでいます。 	
育児休業取得状況	<p>計画期間内の</p> <p>男性の取得者数：配偶者出産者42名中、育児休業取得は28名でした。</p> <p>女性の取得者数：育児休業取得者は25名で、対象労働者はすべて育児休業を取得しています。</p>	

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業一覧（岐阜県）

※黄色欄太字が今回新たに認定したもの ※認定年順に掲載

「プラチナくるみん」認定

認定企業数： 8 社

企業名	所在地	認定年	プラス認定年
カイインダストリーズ株式会社	関市	2026年	
岐阜車体工業株式会社	各務原市	2025年	
株式会社NITTAN恵那金属	中津川市	2025年	2025年
タック株式会社	大垣市	2024年	
太平洋工業株式会社	大垣市	2024年	2025年
イビデン株式会社	大垣市	2020年	
社会福祉法人善心会	安八郡神戸町	2020年	
医療法人和光会	岐阜市	2016年	

「くるみん」認定

認定企業数： 81 社

企業名	所在地	認定回数	認定年	プラス認定年
内藤建設株式会社	岐阜市	1	2026年	
株式会社タナック	岐阜市	1	2025年	
株式会社横建	各務原市	1	2025年	
岐建株式会社	大垣市	1	2025年	
株式会社大西組	郡上市	1	2025年	
社会福祉法人陶都会	土岐市	1	2025年	
医療法人社団カワムラヤスオソサエティ	岐阜市	1	2025年	
ピーピーエル株式会社	各務原市	1	2025年	
株式会社山本製作所	山県市	1	2025年	
株式会社松野組	瑞穂市	1	2025年	
シーシーエヌ株式会社	岐阜市	1	2024年	
株式会社トーカイ	岐阜市	9	2024年	
			2022年	
			2020年	
			2018年	
			2015年	
			2013年	
			2011年	
			2009年	
2007年				

中部薬品株式会社	多治見市	5	2024年	
			2022年	
			2020年	
			2019年	
			2015年	
内堀醸造株式会社	加茂郡八百津町	1	2024年	
昭和コンクリート工業株式会社	岐阜市	1	2024年	
株式会社テイコク	岐阜市	1	2024年	
日本イベント企画株式会社	大垣市	1	2024年	
株式会社オンダテクノ	岐阜市	1	2024年	
社会保険労務士法人山内事務所	多治見市	1	2024年	
三菱日立ホームエレベーター株式会社	美濃市	1	2020年	2024年
社会福祉法人 はしま	羽島市	2	2023年	
			2021年	
株式会社NITTAN恵那金属	中津川市	1	2023年	2023年
フジ精密株式会社	安八郡神戸町	1	2023年	
株式会社大垣共立銀行	大垣市	6	2023年	
			2018年	
			2015年	
			2012年	
			2009年	
2007年				
カイインダストリーズ株式会社	関市	1	2023年	
大垣西濃信用金庫	大垣市	2	2023年	
			2019年	
社会福祉法人白寿会	不破郡垂井町	1	2023年	
株式会社ユタカファーマシー	大垣市	1	2023年	
岐阜信用金庫	岐阜市	6	2023年	
			2020年	
			2016年	
			2013年	
			2010年	
2007年				
シーシーアイホールディングス株式会社	関市	1	2022年	
株式会社橋本	可児市	2	2022年	
			2014年	
株式会社五月商店	各務原市	1	2022年	
社会福祉法人 大東福祉会	大垣市	1	2021年	
株式会社市川工務店	岐阜市	3	2021年	
			2016年	
			2011年	
株式会社FiveBoxes	加茂郡八百津町	1	2021年	
太平洋工業株式会社	大垣市	4	2020年	
			2017年	
			2011年	
			2008年	

公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団	岐阜市	1	2020年	
社会福祉法人大垣市社会福祉事業団	大垣市	3	2020年	
			2014年	
			2012年	
東レコムズ岐阜株式会社	安八郡神戸町	3	2020年	
			2015年	
			2013年	
株式会社敬愛	岐阜市	1	2019年	
社会福祉法人善心会	安八郡神戸町	1	2018年	
東清株式会社	中津川市	2	2017年	
			2014年	
平和メディク株式会社	高山市	1	2017年	
たんぽぽ薬局株式会社	岐阜市	6	2017年	
			2015年	
			2013年	
			2011年	
			2009年	
株式会社平成観光	多治見市	1	2017年	
萩原北醫院	下呂市	1	2017年	
東美濃農業協同組合	中津川市	1	2017年	
株式会社中広	岐阜市	1	2017年	
MMC リョウテック株式会社	安八郡神戸町	1	2016年	
岐阜アグリフーズ株式会社	山県市	1	2016年	
株式会社伊吹LIXIL製作所	不破郡垂井町	1	2016年	
岐阜車体工業株式会社	各務原市	1	2015年	
T S U C H I Y A 株式会社	大垣市	1	2015年	
タック株式会社	大垣市	1	2015年	
アピ株式会社	岐阜市	1	2015年	
社会医療法人蘇西厚生会 松波総合病院	羽島郡笠松町	4	2015年	
			2013年	
			2011年	
			2007年	
C,WORK株式会社	羽島市	1	2015年	
株式会社ザイタック	土岐市	2	2015年	
			2012年	
社会福祉法人和光会	岐阜市	3	2014年	
			2012年	
			2010年	
サトウパック株式会社	美濃市	2	2014年	
			2012年	
社会医療法人厚生会	美濃加茂市	1	2014年	
株式会社ヨシダヤ	岐阜市	1	2014年	
医療法人社団白鳳会 鷺見病院	郡上市	1	2014年	
医療法人和光会	岐阜市	2	2013年	
			2009年	

株式会社アドバンス経営	岐阜市	1	2013年	
高山信用金庫	高山市	1	2013年	
クラレプラスチック株式会社	不破郡垂井町	1	2013年	
公益財団法人大垣市文化事業団	大垣市	1	2012年	
イビデン株式会社	大垣市	1	2012年	
株式会社SEIWA	岐阜市	1	2012年	
社会福祉法人飛騨古川	飛騨市	1	2011年	
ヤングビーナス薬品工業株式会社	加茂郡坂祝町	1	2010年	
株式会社サムソンSophia	岐阜市	1	2009年	
株式会社アクトス	多治見市	1	2009年	
美濃工業株式会社	中津川市	1	2009年	
東濃信用金庫	多治見市	1	2009年	
イビデンエンジニアリング株式会社	大垣市	1	2009年	
株式会社東洋	飛騨市	1	2008年	
生活協同組合コープぎふ	各務原市	1	2008年	
株式会社バロー	多治見市	1	2007年	
株式会社十六銀行	岐阜市	1	2007年	

令和7年
4月1日から

新たな10年がスタート！

次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律であり、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

令和6年5月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により、法律の有効期限がさらに10年間延長され、令和17年3月31日までとなりました。

1

行動計画策定・変更時に、育児休業等の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を義務付け

- 育児休業等の取得状況及び労働時間の状況把握
- 改善すべき事情の分析

- 行動計画の策定・変更
- 社内周知
- 外部への公表

- 都道府県労働局への届出

- 計画の実施

- 計画終了・効果の測定

行動計画の策定又は変更を行う際には、**育児休業等の取得状況**（※1）、**労働時間の状況**（※2）を把握するとともに、**育児休業等の取得状況や労働時間の状況に係る数値目標の設定が義務付けられます。**

（※1）男性労働者の「育児休業等取得率」又は男性労働者の「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」

（※2）フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の労働時間（高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者については、健康管理時間）

◆PDCAサイクルの確立

※令和7年4月1日以降に策定又は変更する行動計画から義務の対象です。

認定基準を満たした場合

厚生労働大臣による認定
（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん）

2

認定基準の見直し（認定種類別の認定基準全体は、p.2～p.3でご確認ください。）

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準<共通>

○女性の育児休業等の取得に係る基準の見直し（認定基準6）

女性労働者の育児休業等取得率	75%以上
育児休業等を行うことができる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率	基準なし → 75%以上

○成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し（認定基準8）

①所定外労働の削減 ②年次有給休暇の取得の促進 ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備	→	① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸 ②年次有給休暇の取得の促進 ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備
---	---	--

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準<認定種類別>

○男性の育児休業等の取得に係る基準の見直し（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準5）

	男性労働者の育児休業等取得率		男性労働者の育児休業等・育児目的休暇の取得率
トライくるみん	7%以上 → 10%以上	又は	15%以上 → 20%以上
くるみん	10%以上 → 30%以上		20%以上 → 50%以上
プラチナくるみん	30%以上 → 50%以上		50%以上 → 70%以上

○働き方の見直しに係る基準の見直し（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準7）

雇用する全てのフルタイム労働者 1人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数	トライくるみん	45時間未満
	くるみん	45時間未満 → 30時間未満（全てのフルタイム労働者）又は 45時間未満（25～39歳のフルタイム労働者）
	プラチナくるみん	

○能力向上又はキャリア形成支援の取組に係る計画の策定・実施に関する対象の見直し（プラチナくるみん認定基準10）

プラチナくるみん	女性労働者を対象とした取組	→	労働者 を対象とした取組
----------	---------------	---	---------------------

トライくるみん、くるみん認定基準

<p>トライくるみん (旧基準達成)</p> 	<p>新しいトライくるみん (新基準達成)</p>  <p>※新たなマークには認定年の後ろに「(2025年度基準)」と記載されます。</p>	<p>くるみん (旧基準達成)</p> 	<p>新しいくるみん (新基準達成)</p>  <p>※新たなマークには認定年の後ろに「(2025年度基準)」と記載されます。</p>
<p>1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。</p> <p>2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。</p> <p>3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。</p> <p>4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。</p>			
<p>5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。</p> <p>(1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 10%以上 (旧基準：7%以上) であること。</p> <p>(2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 20%以上 (旧基準：15%以上) であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。</p> <p>＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞</p> <p>計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合（男性の育児休業等取得者が0人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が0人）でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> <p>① 計画期間内に、子の看護等休暇 (旧基準：子の看護休暇) を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。</p> <p>② 計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。</p> <p>③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が 10%以上 (旧基準：7%以上) であること。</p> <p>④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。</p>		<p>5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。</p> <p>(1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 30%以上 (旧基準：10%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。</p> <p>(2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 50%以上 (旧基準：20%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。</p> <p>① 計画期間内に、子の看護等休暇 (旧基準：子の看護休暇) を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。</p> <p>② 計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。</p> <p>③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が 30%以上 (旧基準：10%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。</p> <p>④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。</p>	
<p>6. 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上 (旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であること。</p> <p>＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞</p> <p>計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性労働者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が75%以上 (旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であれば基準を満たす。</p>		<p>6. 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上 (旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。</p> <p>＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞</p> <p>計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性労働者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が75%以上 (旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。</p>	
<p>(旧基準7.) 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。 ※廃止（経過措置はp.4上段参照）</p>			
<p>7 (旧基準8). 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。</p> <p>(1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。</p> <p>(2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。</p>		<p>7 (旧基準8). 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること、かつ(3)を満たしていること。</p> <p>(1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月30時間未満 (旧基準：45時間未満) であること。</p> <p>(2) フルタイムの労働者のうち、25～39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。(新設)</p> <p>(3) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。</p> <p>(旧基準：計画期間の終了日の属する事業年度において上記(1)の旧基準と(3)のいずれも満たしていること。)</p>	
<p>8 (旧基準9). 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。</p> <p>① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置 (旧基準：所定外労働の削減のための措置)</p> <p>② 年次有給休暇の取得の促進のための措置</p> <p>③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置</p>			
<p>9 (旧基準10). 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。</p>			

プラチナくるみん認定基準

プラチナくるみん



1～4. トライくるみん、くるみん認定基準1～4と同一

5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が **50%以上** (旧基準：30%以上) であること。

(2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて **70%以上** (旧基準：50%以上) であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合（男性の育児休業等取得者が0人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が0人）でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

① 計画期間内に、子の看護等休暇 (旧基準：子の看護休暇) を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。

② 計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。

③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が **50%以上** (旧基準：30%以上) であること。

④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。

6. トライくるみん認定基準6と同一

(旧基準7.) くるみん認定旧基準7と同一 ※廃止（経過措置はp.4上段参照）

※くるみん認定基準と同様の改正が、プラチナくるみん認定基準においても行われました。
(詳細はp.2のくるみん認定基準参照)

7 (旧基準8). くるみん認定基準7 (旧基準8) と同一

8 (旧基準9). 次の①～③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。

① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置 (旧基準：所定外労働の削減のための措置)

② 年次有給休暇の取得の促進のための措置

③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

9 (旧基準10). 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育児休業等を利用している者を含む）している者の割合が90%以上であること。

(2) 子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者（子の1歳誕生日に育児休業等を利用している者を含む）の割合が70%以上であること。

＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞

計画期間中に(1)が90%未満かつ(2)が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、上記の(1)が90%以上または(2)が70%以上であれば、基準を満たす。

10. 育児休業等をし、または育児を行う労働者が、職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。

(旧基準11.) 育児休業等をし、または育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。

11 (旧基準12). トライくるみん、くるみん認定基準9 (旧基準10) と同一

○プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度（事業年度＝各企業における会計年度）の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

・1回目の公表は、プラチナくるみん認定取得後おおむね3か月以内

・2回目の公表は、公表前事業年度終了後おおむね3か月以内

に行ってください。

厚生労働省運営のウェブサイト「**両立支援のひろば**」(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)

【各種情報を検索・閲覧】

○一般事業主行動計画公表サイト：策定した一般事業主行動計画を公表したり、他社の計画を閲覧できます。

○両立診断サイト：自社の両立支援の取組状況をチェックしたり、他社の取組を閲覧できます。

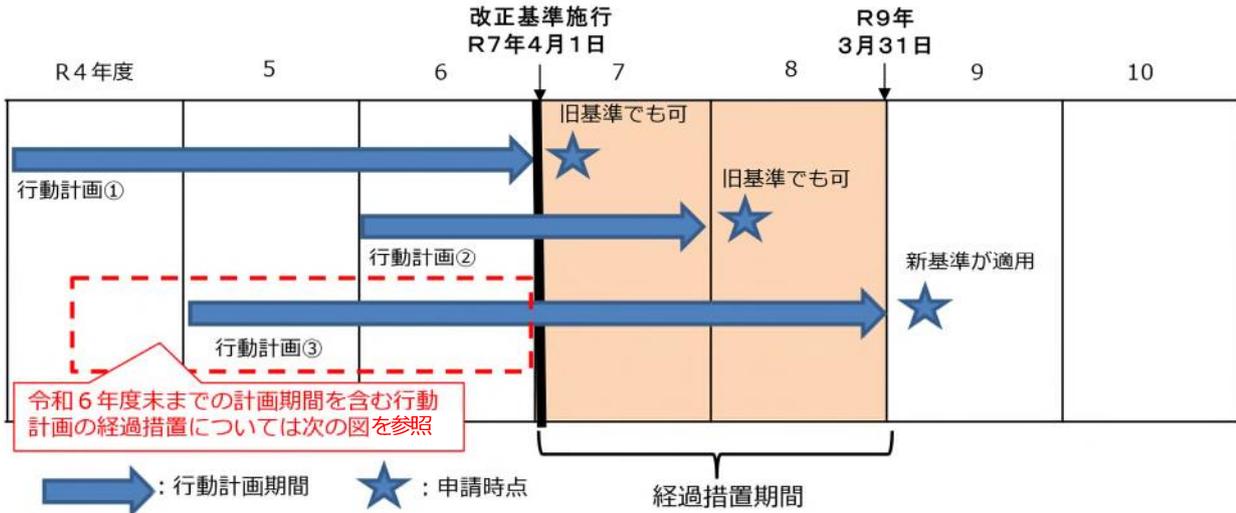
○その他、両立支援に取り組む企業の取組事例やお役立ち情報を掲載したQ&A集の検索ができます。

ぜひご利用ください。

認定申請に関する経過措置

【令和7年4月から2年間の認定基準の経過措置】：改正前の旧基準達成による認定

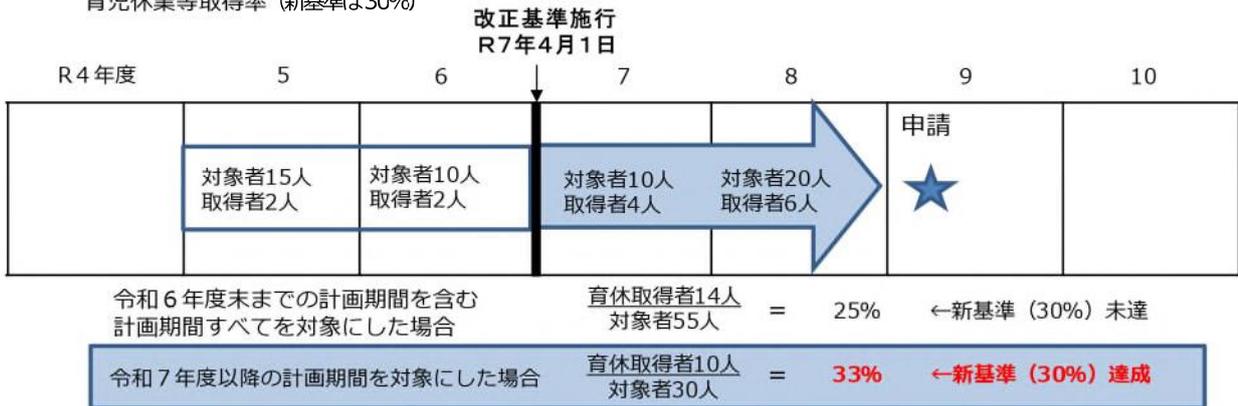
計画期間の時期にかかわらず、令和9年3月31日までは旧基準で申請することができます。この場合に付与されるくるみん及びトライくるみん認定マークは旧基準達成による認定マークとなります。



【令和6年度末までの計画期間を含む行動計画の経過措置】：改正後の新基準達成による認定

施行後の取組を評価するため、令和6年度末までに開始した行動計画で令和7年度以降に認定申請を行う場合は、令和6年度末までの計画期間を含めず、令和7年度以降の計画期間を基準算出のための計画期間とみなすことができます。この場合に付与される認定マークは新基準達成による認定マークとなります。

【例】くるみん認定申請に係る計画期間が令和5年度から8年度までの4年間であった場合の男性労働者の育児休業等取得率（新基準は30%）



⇒ 令和7年度以降の計画期間での新基準達成により、新しいくるみんマークの申請が可能

【プラチナくるみん認定の取消に関する経過措置】

プラチナくるみんは、認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても旧基準を満たしていれば取消の対象とはなりません。

◆詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

くるみん認定・プラチナくるみん認定等を受けると次の制度を活用できます。

- 公共調達における加点評価
- くるみん助成金（こども家庭庁）
- 賃上げ促進税制（経済産業省）
- 働き方改革推進支援資金（株）日本政策金融公庫

詳細は



お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

令和6年12月作成 リーフレットNO.18